2024 (令和6) 年度

神戸大学大学院法学研究科 (博士課程前期課程)

学 生 募 集 要 項 (2024(令和6)年度10月入学)

グローバル異分野共創プログラム (KIMAP in Global Business Law)

# <神戸大学大学院法学研究科入学者受入方針>

# ○グローバル異分野共創プログラム(KIMAP in Global Business Law)の教育目的

国際ビジネスの世界では、専門知識に加えて、すべて英語で仕事をこなすことが求められます。このプログラムは、経済学および経営学分野の学際的教育と法律専門教育に加えて、英語での実務的能力を育成し、国際ビジネス法律家として社会で活躍できる人材の育成を目的としています。

# ○ 本研究科が求めるグローバル異分野共創プログラム (KIMAP in Global Business Law) の学生像

・国際ビジネス分野で活躍することを望む学生、特に、経済学および経営学分野の学際的知識と高度な法 律専門知識の習得に加え、英語コミュニケーション能力および海外実務の基礎的経験の習得を希望する 学生を求めます。

[求める要素:知識・技能,思考力・判断力・表現力,関心・意欲,主体性・協働性]

# 目 次

1.	募集人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	出願資格・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3.	入学者選考方法・・・・・・・・・・・・・・・・2
4.	学力試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5.	出願期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
6.	出願方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
7.	試験期日及び時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
8.	合格者発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
9.	特別な措置を必要とする者の出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1 0	). 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1 1	入学料,授業料・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

添付資料 出願書類

# 1 募集人員

専 攻	プログラム	募集人員
法学政治学専攻	グローバル異分野共創プログラム	8名程度

#### 2 出願資格

以下の各号に掲げるいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者及び2024年9月までに卒業する見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年9月までに修了する見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校 教育における16年の課程を修了した者及び2024年9月までに修了する見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2024年9月までに修了する見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士に相当する学位を授与された者及び2024年9月までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)<sup>注2)</sup>
- (9)学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者<sup>注3)</sup>であって、本研究科において大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める者で、 入学時に22歳に達しているもの  $^{24}$ )
- (11) 次の要件のいずれかに該当する者であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
  - 1. 2024年9月末において大学に3年以上在学している者<sup>注5)</sup>
  - 2. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者及び2024年9月までに修了する見込みの者
  - 3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者及び2024年9月までに修了する見込みの者
  - 4. 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び2024年9月までに修了する見込みの者
- (12) 法務博士(専門職) (学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位のうち,専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位をいう。)の学位取得後3年未満の者(2024年9月末時点において)及び2024年9月末までに取得見込みの者

- 注1)上記(2)は、学位授与機構、大学評価・学位授与機構又は大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者を指します。
- 注2)上記(8)は、旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した者及び卒業見込みの者を指します。
- 注3) 大学院に早期入学した者を指します。
- 注4) 上記(10) は、短期大学・高等専門学校の卒業者、専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本校・外国人学校の卒業者等、大学卒業資格を有していない者を対象としています。
- 注5) 上記(11) の1については、第2年次終了時(2023年9月末)に卒業に必要な単位のうち80単位以上を修得し、更に修得単位のうち本学法学部規則の成績評価「優」以上に相当する評価の占める割合が、8割以上とします。なお、この出願資格により本研究科に入学した場合、現在在学する大学を退学する取り扱いとなります。

#### 【出願資格審查】

上記 (9), (10) 及び (11) により出願しようとする者は、願書等の提出前に出願資格について確認する必要があるので、出願の前に個別の出願資格審査を行います。2024年4月12日 (金) までに必着するように次の書類を本研究科大学院教務グループへ送付してください。

- ア 出願資格事前審査願・志望理由書・出願資格審査を申請する根拠(本研究科所定用紙)
- イ 最終学校の卒業(修了)証明書(在学証明書)及び最終学校の成績証明書
- ウ 返信用封筒 (長形 3 号  $(12 \times 23.5 \text{ cm})$ の封筒に送付先を明記し、344 円分の切手を貼ってください。)

[日本国外居住者については、法学研究科教務グループまでお問い合わせください。]

なお、アの本研究科所定用紙は本研究科ウェブサイトからダウンロードできます。

(ウェブサイトアドレス: http://www.law.kobe-u.ac.jp/graduate/admissions/)

- ※出願資格(9)により出願しようとする者は、以下の書類を必ず提出してください。
  - ・出身大学の成績証明書及び在籍期間証明書
  - ・在籍大学大学院の成績証明書及び在籍期間証明書(修了している場合は修了証明書)

## 3 入学者選考方法

入学者の選考は、学力試験の結果並びに入学前の学修及び研究の成果等を総合して行います。

#### 4 学力試験

#### (1) 書類選考

A 英語能力を証明する書類

TOEFL (iBT), TOEIC (Listening & Reading Test), IELTS (Academic)を一定の方法により換算し、得点を算出します。複数の成績を提出した場合、換算後の得点で最も高いものを採用します。

B 研究計画書 英文で作成したもの (1,500 words 以内) ただし、出願資格 (12) により出願しようとする者は、日本語 (3,000 字以内) で作成することを可 とする。

(2) 口頭試験

出願書類を中心に英語で行います。

#### 5 出願期間

2024年5月20日(月)~2024年5月31日(金)(最終日17時必着)※消印有効ではありません。

出願書類の受付は郵送(書留速達郵便)のみとします。

#### 6 出願方法

下記の書類を神戸大学大学院法学研究科教務グループ(〒657-8501 神戸市灘区六甲台町2-1)に「書

留速達郵便」で郵送してください。なお、封筒の表に「法学研究科前期課程グローバル異分野共創プログラム (KIMAP) 入学願書在中」と朱書すること。

(1)	入学願書・履歴書	本研究科所定用紙
		在籍大学又は出身大学の長又は学部長が作成したもの
(2)	卒業(見込)証明書	※中国の大学に関する証明書の場合は4頁参照
(3)	成績証明書	在籍大学又は出身大学の長又は学部長が作成したもの
(4)	研究計画書	1,500 words 以内(英語) A4 判用紙にワープロ書きで英語により作成してください。 ただし, 出願資格(12)により出願しようとする者は, 日本語(3,000 字以内)で作成することを可とする。
(5)	英語 能力を 証明する書類	書。 ・TOEFL (iBT) のTest Taker Score Report ※ 1 ・IELTS (Academic) のTest Report Form ※ 2 ・TOEIC (Listening & Reading Test) のOfficial Score Certificate  ●英語を母語とする者は提出を免除とする場合があるので、出願期間前に法学研究科教務グループまでお問い合わせください。 ●各成績証明書は、必ず原本 (コピー不可) を提出してください。  ※1 Official Score Reportの提出も認めます (TOEFLテスト主催団体 (ETS) から、直接神戸大学宛に送付)。ただし、必ず出願期間内に届くようにETS に申請してください。また、TOEFL iBT Home Editionの成績証明書の提出も認めます。 神戸大学のInstitution Code (DIコード) は、「0037」です。 ※2 IELTS公式テストセンターから、直接当研究科宛に送付しても構いません。その場合は、必ず出願期間内に届くように申請してください。
(6)	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
(7)	写真	出願前3か月以内に撮影したものを入学願書,受験票及び写真票の所定の欄に貼ってください。 (上半身,脱帽,正面,縦4cm・横3cm)
(8)	受験票送付用封筒	本研究科所定の封筒に住所,氏名,郵便番号を明記し,切手344円分を貼ってください。国外に居住している場合は,受験票送付用封筒と切手は必要ありません。
(9)	あて名ラベル	本研究科所定の用紙に住所,氏名,郵便番号を明記したもの (国外に居住している場合は受験票を電子メールで送付します ので,あて名ラベルは必要ありません)
(10)	検 定 料	30,000円 別紙「検定料の納付について」をよく読み、最寄りの郵便局で、本研究科所定の郵便局・ゆうちょ銀行専用払込用紙により、検定料30,000円を納付し(手数料は出願者負担)、払込証明書を入学願書の所定の欄に貼ってください。 なお、海外からの送金の場合は必ず事前に教務グループで手順を確認すること。 ※一度納付された検定料は、いかなる理由があっても返還しません。 ※本学では、大規模自然災害により被災した入学志願者への検定料免除の特別措置を講じます。特別措置を希望する志願者は、学務部入試課(078-803-5230)に問い合わせてください。

注)各種証明書が英語以外の外国語で作成されている場合は、日本語訳を添付してください。

外国人の方は、上記1~8の書類に加えて、次の書類も提出してください。

(11)	パスポートのコピー又は住民票(住民票は現在居住する市区町村で発行されたもので, 在留資格・期限等が確認できること。)	
(12)	出身大学指導教員等の推薦状(厳封) # ※推薦状の提出は任意	
(13)	国費外国人留学生証明書 ※該当者のみ	

注)#印の附されたものについては日本語または英語で作成してください。

#### 中国の大学卒業者及び卒業見込者

出願書類(2)については、以下のとおり提出すること。

「卒業(修了)者]

・卒業(修了)証明書の原本に加え、CHSIの WEB サイトから<u>英文</u>の学士(修士)学位証明書の電子認証メール (Online Verification Report of Higher Education Degree Certificate) が神戸大学大学院法学研究科に直接送信されるよう申請してください。

「電子認証メール送信先: law-kyomu-kenkyuka@office. kobe-u. ac. jp]

出願者本人が受信した電子認証メールの転送は認めません。

#### 「卒業(修了)見込者]

・出願時に卒業(修了)見込証明書の原本を提出し、卒業(修了)及び学士(修士)学位取得後、すみやかに CHSI 認証の<u>英文</u>の学士(修士)学位証明書の電子認証メールが神戸大学大学院法学研究科に直接送信されるよう申請してください。

[電子認証メール送信先:law-kyomu-kenkyuka@office.kobe-u.ac.jp]

出願者本人が受信した電子認証メールの転送は認めません。

入学時までに認証書が届かなければ、合格を取り消す場合があります。

また,卒業(修了)証明書の原本を入学手続きまでに提出してください。

#### <CHSI の認証についての注意>

■過去に CDGDC の「認証報告 (CREDENTIAL REPORT)」を受けている場合, CHSI から神戸大学大学院法学研究科に直接送信した「認証報告」も CHSI の電子認証メールと同様に受け付けます。

[電子認証メール送信先:law-kyomu-kenkyuka@office.kobe-u.ac.jp]

出願者本人が受信した電子認証メールの転送は認めません。

■認証申請申し込みから発送まで約 1 ヶ月かかります。長期休暇期間にはさらに期間を要する恐れがあるので 余裕をもって申請してください。

# 7 試験期日及び時間

2024年6月20日(木) ~2024年6月26日(水) のいずれかの日に行います。	口頭試験 (ビデオ通話)	詳細は受験票送付時に案内します。
--	--------------	------------------

#### 8 合格者発表

2024年7月22日(月)14:00

本研究科ウェブサイト(http://www.law.kobe-u.ac.jp/graduate/)に掲載します。 合格者に対しては郵便で通知します。電話による照会には応じません。

#### 【留意事項】入学後の指導教員について

入学後の指導教員については、出願時に提出した研究計画書及び修士論文を執筆する研究テーマを考

慮し、国際ビジネス法分野等の教員の中から決定します。

### 9 特別な措置を必要とする者の出願

身体の障害等を有する入学志願者で、受験上及び修学上特別な配慮を希望する者は、原則として2024 年4月12日(金)までに本研究科大学院教務グループに申し出てください。

## 10 注意事項

- (1) 不備のある出願書類は受理できません。
- (2) 一度受理した出願書類(証明書を含む)は、いかなる理由があっても返却しません。
- (3) 一度受理した出願書類の記載事項の変更は認めません。
- (4) 出願書類等に事実と異なる記載をした者は、入学手続完了後であっても入学の許可を取り消すことがあります。

# 11 入学料,授業料

(1) 入学料 282,000円

- [2023年度実績]
- (2) 授業料前期分 267,900円(年額535,800円)[2023年度実績] (在学中に授業料改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。)

# 出願時に取得した個人情報の取り扱いについて

- (1)本学が保有する個人情報は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」等の法令を順守するとともに、「神戸大学の保有する個人情報の管理に関する指針」等に基づき厳密に取扱います。
- (2)入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜(出願処理、選抜実施)、合格者発表、入学手続業務、今後の入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究のために利用します。なお、調査・研究及び結果の発表に際しては、個人が特定できないように処理します。
- (3)出願にあたって提出された個人情報は、入学者の個人情報についてのみ入学後の学生支援関係(健康管理、授業料免除、奨学金申請等)、教務関係(学籍、修学指導)等の教育目的及び授業料等に関する業務並びにこれらに付随する業務を行うために利用します。
- (4)一部の業務を神戸大学より委託を受けた業者(以下「受託業者」という。)において行うことがあります。この場合、業務を行うために必要となる限度で受託業者に個人情報を提供しますが、守秘義務を順守するよう指導します。

#### 《 麻しん(はしか)、風しんの感染予防措置 》|

#### 麻しん・風しんのワクチン接種(予防接種)・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学では「麻しん風しん登録制度」を定め、入学後のキャンパス内での麻しん・風しんの流行を防止するため、全ての新入生に次の①、②、③のいずれかを提出していただいています。

- ① 麻しん・風しんのワクチン接種を,満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けた ことを証明する書類(推奨)
- ② 過去5年以内(平成31(2019)年4月以降)に麻しん・風しんのワクチン接種を,それぞれ について1回ずつ受けたことを証明する書類

- ③ 過去5年以内(平成31(2019)年4月以降)に受けた麻しん・風しんの抗体検査の結果が、「麻しん・風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価(次頁の表を参照)を有していること」を証明する書類
- \* ①, ② のワクチンは、麻しん・風しん混合ワクチン (MRワクチン) 等の混合ワクチンでもかまいません。
- \* ①,② では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。
- \* 母子手帳等のワクチン接種記録や接種済証も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば ①、② の書類として使用できます。
- \* 既往歴(かかったこと)がある場合は、③を提出するか、ワクチン接種を受けて ① か ② を 提出してください。
- \* ③ では、<u>次頁の表の血中抗体価の測定方法と測定値</u>が記載され、<u>測定値が同表の判定基準を満たしていること</u>が必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、① か ② を提出してください。
- \* ①, ②, ③ の書類の組み合わせ、例えば麻しんについては ①, 風しんについては ③ を提出 してもかまいません。
- \* 麻しん・風しんの血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書(医師による証明書等)を提出してください。
- \* 上記のいずれの書類も入学試験の合否判定に用いるものではありません。

提出期限:4月入学者は新入生健康診断実施日,10月入学者は10月入学者健康診断実施日

提出先 : 健康診断会場内 麻疹風疹登録受付

麻しん・風しんの発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区分	測定方法	判定基準	備考
	IgG-EIA 法	8.0 以上の陽性	3つの測定方法のうち, いずれかで
麻しん	PA 法	256 倍以上の陽性	陽性
	NT 法	4倍以上の陽性	
屈1 )	HI 法	32 倍以上の陽性	2つの測定方法のうち, いずれかで
風しん	IgG-EIA 法	8.0 以上の陽性	陽性(HI 法を推奨)

- \* ワクチン接種歴が条件を満たす場合や追加接種する場合は、抗体検査は不要です。
- \* 血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。
- \* 発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、**単に抗体陽性とされる値よりは高い値**なので注意してください。
- \* 医療機関を受診する際には、必要なワクチン接種や抗体検査を受けることができるか、予め確認してください。また、この学生募集要項を医師に提示するなどして必要な証明書を発行してもらってください。

この感染予防措置に関する問い合わせは 神戸大学 保健管理センター TEL 078-803-5245 神戸大学 学務部学生支援課 TEL 078-803-5219

神戸大学大学院法学研究科 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1 (神戸大学法学研究科教務グループ) TEL (078)803-7234 FAX (078)803-7292 http://www.law.kobe-u.ac.jp/graduate/